

小網代会館駐車場取扱要領

および漁協施設への駐車要領

毎レースコミッティー担当者 各位

2013年9月3日

レース委員長 尾山純一

目的: KFR 開催日における小網代地区の路上駐車車両数を減らし 地区の交通の円滑化 さらには歩行者と車両の接触事故などの予防に資する。

導入の経緯: 上記目的をもって 区・KYC 定例懇談会席上 小網代地区区長より KYC 会長に対し協力の要請がなされた。KYC の地域貢献活動の一環として費用負担面も含め席上次に示す概要で合意した。

小網代会館駐車場利用合意概要:

KFR 開催日(12回/年)および夏祭り開催日に当日朝から夜または夕方まで駐車場を双方が合意した方法で有償利用する (駐車場詳細後述)

利用日程の通知:

小網代会館駐車場の利用希望日は、KYCレース委員長がKFR開催日(12回)夏祭り開催日(1回)を文書で区長さん宛て連絡する。

利用日程の調整:

レース委員長は 利用日程通知後 区、町会利用日との調整を行う

小網代会館駐車場の利用は区、町会の利用が優先されるため

区、町会の利用日(計画、突発共)と重複した場合の代替え駐車場所は以下の通りとする

漁協施設への駐車(代替え駐車場所)

KYCの希望する利用日が区、町会の利用日と重なった時に限り 特例として

漁船揚陸用斜面およびその後背地の空気を駐車スペースとして利用できる

(区、町会と漁協相談の結果 小網代会館駐車場代替え駐車場所としてのみ利用可)

漁協施設への駐車通知および調整:

レース委員長は 漁協施設への駐車が必要になった時は 遅滞なく漁協担当者に対しその旨連絡し 利用の許可を得る(計画確定時、突発都度 共)

※区、町会と漁協は代替え駐車場所の基本合意を行ったが 具体的利用日付時間など

KYCレース委員長が漁協に直接通知し調整する

(区長、副区長は口添え程度にとどまると思われる)

小網代会館駐車場(漁協施設代替え駐車場所)利用細則

区、町会専用駐車スペースの確保:

小網代会館駐車場の東側スペースは、普段「駐車禁止」の立て札とトラロープで使用できないようにしてある、レース委員長はコミッティーに命じて KFR 当日午前8時前後に 立て札とトラロープを駐車場東側花壇のふちまで移動し、原則として終了後(16:00)に復旧する。(この駐車禁止区画は区による突発的会館利用の際の駐車場所確保の意味を持っている)

KYCメンバーの駐車中は 駐車位置図 C-2、C-3、C-4を 区専用として解放(空車化)する

したがって KYC 駐車場利用者はこの三区画に駐車してはならない レースコミッティーはこの三区画を常に空けるよう適切な指導監督を行う。

小網代会館駐車場車両配置と駐車方法:

添付駐車場配置図に示すとおり

A 区画 A-1～A9 区画:

シーボニア横坂道下の道路に沿った敷地南側駐車区画を A 区画と呼び

奥から順に**後ろ向き駐車**に A-1、A-2、A-3・・・A8 まで普通車 A-9 は小型車または軽自動車

B 区画 B-1～B-8 区画

会館駐車場敷地東側区画を B 区画と呼び

奥から順に**前向き駐車**(花壇植栽保護のため)B-1,B-2,B-3・・・B-7 まで普通車 B-8 は小型車
または軽自動車

C 区画 C-1～C-4(C-5) 区画

会館玄関前の一角を C 区画と呼び

KYCはC-1のみ利用可能 °C-2～C-4(C-5)は区、町会専用区画 たとえ空いていても使用してはならない

要約

以上を要約します、各コミッティーは以下のことを実施してください。

- ① 小網代会館駐車場に関する業務はレース委員会扱いとしレース委員長の下コミッティーが作業する。(コミッティーは各作業実施結果を委員長へ報告)
- ② 「駐車禁止」の立て札とトラロープを朝花壇に接するよう移動しトラロープはぴんと張り駐車車両の前向き駐車幅寄せ目印とする (コミッティーは実施結果を委員長へ報告)
- ③ 夕方は**16時**に立て札とトラロープを復旧する。(コミッティーは実施結果を委員長へ報告)
- ④ 小網代会館駐車場に駐車する車は必ず「協力者カード(艇名記載)」をフロントガラス内側に掲示し、駐車マナーを守り**16時前**に車を出す。

漁協施設への駐車要

添付スロープ駐車要領図に示すとおり階段わきから

順にフェンス沿いに I ～9まで うち1は小型車

岸壁スロープ際に 10～11

スロープには 12～16まで それぞれ A および B

ただし A、B は 同時入庫 同時出庫 を要す

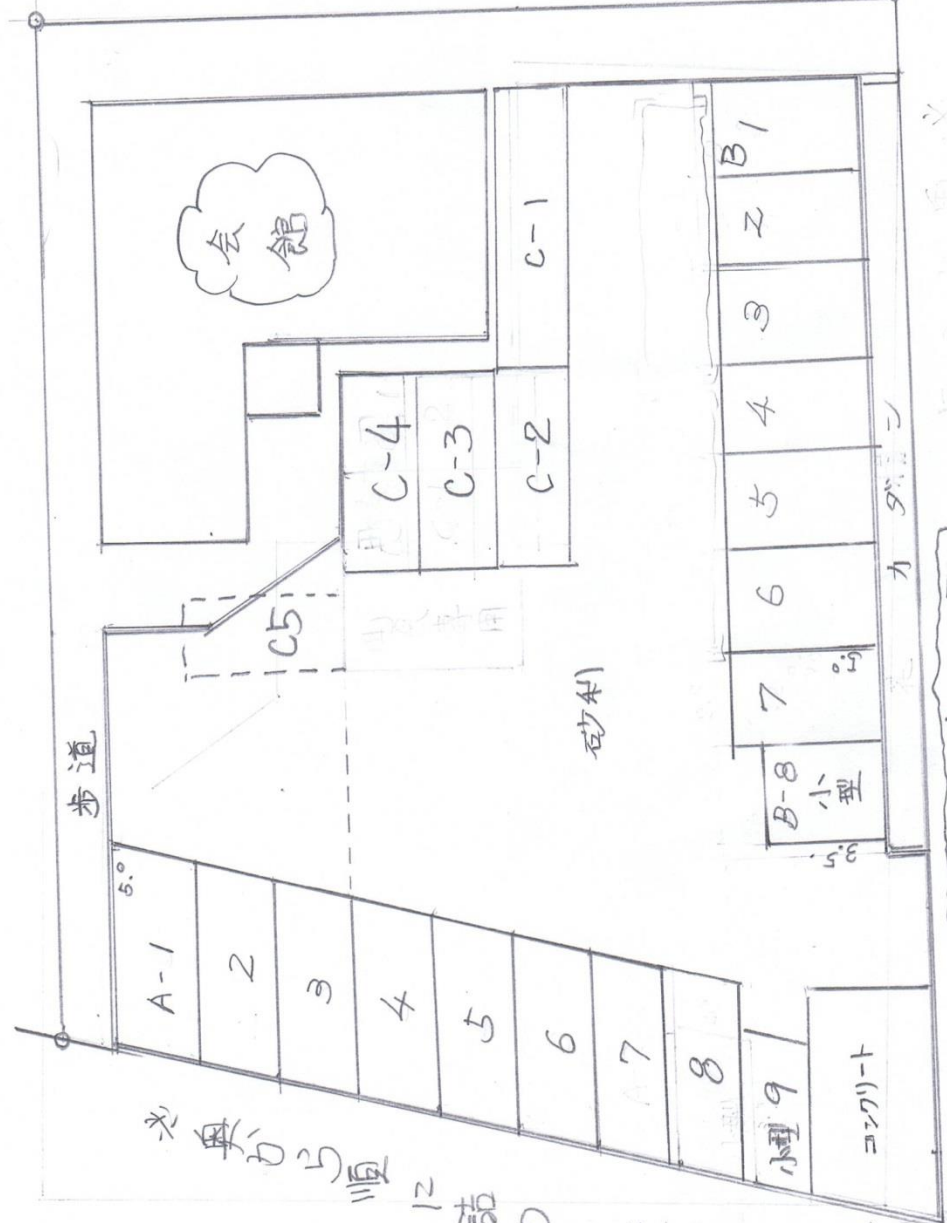
- ① コミッティーは 朝 車止めロープを 外し車両進入が可能な状態を作る(コミッティーは各作業実施結果を委員長へ報告)
- ② 夕方 **16時**車止めロープを復旧する(コミッティーは各作業実施結果を委員長へ報告)
- ③ 漁協施設に駐車する車は必ず「協力者カード(艇名記載)」をフロントガラス内側に掲示し、駐車マナーを守り**16時前**に車を出す

どちらの駐車場所も利用方法が KYC メンバーに定着するまで 相当期間を要すると思われ

ます 駐車車両配列 退去時刻 車止めの原状復旧など 区、町会、町民、漁協の不興を誘わぬよう細心の注意をお願いいたします

1. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

※奥から順に詰めて駐車!!※



※奥から順に詰めて駐車!!※

会館 駐車要領



1-1 入口を開場する。



1-2 ロープをはずし、右側フェンスへ



1-3 フェンスにかけておく



2-1 立札とトラロープの基本位置



2-2 立札を花壇に接する位置に移動



2-3 トラロープも花壇に接する位置へ



2-4 トラロープを張った状態を維持する



2-5 **B区画**の駐車は**前向き駐車**



2-6 B区画は前向き駐車^①で奥から7台まで普通車。8台目は小型車・軽自動車限定




3-1 A区画は後向き駐車^②で奥から8台まで普通車。9台目は小型車・軽自動車限定



4-1 C区画は後向き駐車^③で1台のみ駐車可能。その他の場所は、町会専用区画につき駐車禁止




 上記、写真上の赤い部分は、
 町内専用部分や歩行者通路及び防災備蓄品
 倉庫の前につき駐車禁止場所です。

5-1 左側B区画^④と右側A区画^⑤の間は、駐車場出入口につきスペース確保。左右、小型車限定



6-1 **16時(午後4時)**になりましたら、駐車中の車は退出してください。

B区画は、**立札**と**トラロープ**を元の位置に戻してください。



6-2 最後に入口のロープをかけ、**レース委員長に終了の連絡**を入れます。これで完了です。

(注意)

- * 小網代会館駐車場の場合の駐車準備から車両の配置と終了までの案内です。
- * レース開催時は、レース委員長の指示に従ってください。
- * 開場と閉場時に必ずレース委員長に連絡をしてください。
- * 駐車場がスロープになった場合は、添付の駐車要領に従って行動してください。
- * **「協力者カード」**を必ずフロントガラスの内側に掲示してください。
お忘れの方は、契約駐車場には駐車できません。
- * 契約日以外の使用はできません。契約日の16時(午後4時)で終了。